

岐阜県教職員組合

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年11月17日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教職員課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合委員長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

### 1 労働条件の改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 長時間勤務縮減（多忙化解消）のため、以下の要望をします。	
①1年単位の变形労働時間制は導入しないこと。各学校や市町村への意向調査の前に交渉をもつこと。	1年単位の变形労働制については、各学校の状況や市町村の意見等も踏まえながら、その導入について検討してまいります。
②長時間勤務の解消のためには、勤務時間の正確な把握が不可欠です。ところが、在校時間記録を不正に入力する例が後を絶ちません。 正確な勤務時間の把握のため、以下のことをやめること。 ・管理職から、「産業医の指導がある」ことを意識させるような発言などとともに、在校時間の入力を正確に入力しないような示唆。 ・45時間を超えた事後検証報告書。 ・時間外勤務の申請書と報告書	出退勤管理システムへの正確な入力・記録は、退勤時刻（定時制課程を除く全県立学校において、午後7時）を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することと合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えています。教職員に対して本取組の意義について引き続き周知してまいります。
③平日の勤務時間外に予定された補習をやめさせること。 また、「兼職・兼業」のいかんにかかわらず、学校休業日に補習等をおこなわないこと。	平日の勤務時間外の補習については、各学校が自校の教育目標達成のために計画しているものと考えております。 ただし、web会議室やICT機器等を活用して複数校で補習することについても前向きに検討するよう各校に呼びかけ、働き方改革を推進してまいります。 進学校の状況も把握しつつ、各学校の実情に応じた補習が計画されるよう、今後も注視していきます。
④現在、「兼職・兼業」で行われている業務も含めて在校時間として計算した上で、長時間勤務の解消をはかること。	これらの業務が、PTA等の外部団体の依頼を受けて行う業務である場合には、校務としての性質を有さないものであるため、在校等時間に含めるものではないと考えております。
<b>【重点】</b> ⑤高体連や中体連・高野連・高文連の役員業務をになっている教職員の学校業務の負担軽減をおこなうしくみを作ること。	高体連・中体連・高野連・高文連は外郭団体であることから、学校業務の負担軽減措置対象とはなりません。過度に従事時間が拘束されることのないよう、注視しながら、各団体に業務のスリム化推進を働きかけてまいります。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
⑥高体連や中体連・高野連・高文連主催の地区大会や郡市大会を平日開催とすること。	<p>現在、一部の大会は長期休暇中に実施しておりますが、東海大会や全国大会など上位の大会日程が決まっており、短期間での集中開催は、大会の間隔が短くなることによる生徒の体調への影響が懸念されることや、競技の特性もありますが、審判など、協会や連盟に協力いただく必要があることなどから、すべての大会を平日に開催することは困難だと考えます。</p> <p>R2.9 に文科省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」通知があり、関係団体による大会の見直しを要請していることを踏まえ、県の担当課を通じて、各競技団体に大会数の精選や参加規程の見直しを働きかけておりますが、今後、関係団体に対しても大会日程や運営方法・業務内容の見直しを働きかけてまいります。</p>
<p><b>【重点】</b></p> <p>⑦時間外勤務の業務を指示する場合は、勤務の振替を同時に示した上で教職員に依頼すること。例えば、昼食の「黙食」指導に対する勤務の振替が保証されていません。</p>	<p>教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる超勤4項目に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限ります。時間外勤務を命ずる場合は、確実に時間外命令簿を作成するなど、適切に対応するよう引き続き校長会等を通じて周知してまいります。</p>
(2)	<p>年次有給休暇や特別休暇等を取得しやすくするために、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。</p>
<p><b>【文書回答】</b></p> <p>①「健康管理の日」に関して、取得の目的を狭く解釈するのではなく、心身の休養など健康維持のために広く活用されるよう、管理職や事務職員に周知徹底すること。同時に、いわゆる「人間ドックに関わる特休」と明確に区別することを周知すること。</p>	<p>「健康管理の日」は、健康の維持・回復のための措置を講じるための特別休暇であり、健康管理に関する実践に努めるよう通知がなされております。</p> <p>なお、「健康管理の日」は誕生日とすることが望ましいとしているところを、教員に対しては、児童生徒の教育に支障のないように、年間を通じて授業の支障のない適当な日を選び「健康管理の日」として取得できるよう配慮されています。</p> <p>こうした休暇の趣旨等を理解し、適切に活用できるよう機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>
②育児や介護に関する休暇・休業制度の活用がすすむように周知するとともに、必要となる代替職員を確保すること。	<p>職員の育児休業や介護休暇、介護時間等の取扱いについて、今後も校長会等で周知してまいります。なお、その代替については休業の期間等に応じて常勤講師や会計年度任用職員などで個々に対応しております。</p>
③男性教職員の育休取得率の向上をはかるため、配偶者が妊娠や出産した男性教職員と管理職が面談をおこない、育児にどのように関わっていくかを聞き取った上で、積極的に休暇制度等を活用するように指導させること。	<p>男性教職員の育児休業については、「男性職員の育児休業取得が『あたりまえ』の職場を目指して」（令和3年4月27日付け教総第112号・教職第151号）を通知し、男性の育児参加に伴う制度の理解とともに、育児参加プラン・実績報告の提出をしていただいております。</p> <p>また、『岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画』にかかる男性の育児参加等の特別休暇及び男性の育児休業の取得促進について」（令和3年7月28日付け教総第365号・教職第489号）において、特別休暇等の確実な取得を徹底するよう通知しております。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(3) 教職員が健康に働き続ける学校をつくるため、以下の要望をします。	
①ストレスチェックの学校分析を職員会議で必ず配布または配信し、各学校の教職員自らが所属する学校の問題点を共通認識するとともに、教職員の総意で健康に働き続けられる学校づくりができるようにすすめること。	ストレスチェックについては検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減を図ることも目的として行っています。 結果活用については、所属委員会での周知なども含めて各学校に働きかけているところです。
②病休や休職を必要とする教職員がしっかり休めるような条件整備をおこない、管理職が個々に適した配慮をおこなうこと。	学校における管理職との面談において教職員一人一人の状況を常に把握し的確な配慮を行うとともに、病気休暇や休職の代替講師（常勤・非常勤）の対応等、今後も体制整備を促してまいります。
③精神疾患や過労による病休者が出た場合には、管理職が適切な対応をとっていたかを県教委が調査し、不適切な場合は相応の処分をおこなうこと。	労務管理に関し、校長は、所属長として、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならないこと、また主任安全衛生管理者として、職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関する業務を統括管理することが、労働安全衛生法に基づき、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」で定められています。 こうした職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合は、教育委員会において必要な調査を行い、厳正に対処します。

### 2 定年延長に関して

要 望 事 項	回 答
(1) 定年延長に関する制度設計を行う際には、事前に組合に原案を提示して意見を聴くこと。	定年延長の制度設計にあたっては、関係団体から意見を丁寧にお聴きして進めてまいります。
(2) 定年延長の制度設計では、延長された期間の給与が現在の60歳給与より引き下げとならないように国に要望するとともに、岐阜県においてはそのようなしくみとならないようにすること。	定年引上げに伴う給与制度及び退職手当制度については、国の今後の動向を注視し、その取扱い等を踏まえて制度設計してまいります。
(3) 60歳以前の給与の引き下げをおこなわないこと。	
(4) 退職手当の算定は、60歳後を含むすべての年数を勤務期間とし、定年までの間の給与の最高額を基本額として通算しておこなうこと。	

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(5) 実習助手や寄宿舎指導員で2級適用となっている者に対しては、60歳以降も適用を継続すること。	現在、実習助手および実習教諭として定年退職された方の再任用職員について、退職時の職で任用していることを踏まえ検討してまいります。
(6) 現行の再任用短時間及び定年前短時間勤務制を希望する者が確実に任用されるようしくみを作ること。	定年前再任用短時間勤務制について、国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
(7) 再任用短時間及び定年前短時間勤務該当者を定数外とすることで、任用が容易となるようにすること。	定年前再任用短時間勤務制について、国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
(8) 定年延長開始後も、毎年新規採用をおこなうこと。	児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、教職員の適正な配置に努めてまいります。

### 3 その他

要 望 事 項	回 答
(1) 教員免許更新制度について、以下の要望をします。	
①教職員の長時間勤務が教員採用試験の志願者数減少の大きな理由となっている現状を解消するため、教員免許更新制度の廃止とともに新たな研修制度を導入しないように国に要望してください。	教育職員免許法に基づく制度であり、県教育委員会としては、引き続き円滑な実施に努めます。 なお、国においては、現在中央教育審議会の場で、教員免許更新制等の包括的な検証が行われ、更新制を発展的に解消し、新たな教師の学びの姿の実現などに向け、今後の在り方、方向性について議論が進められており、県としてはその動向を注視してまいります。
(2) G I G Aスクール構想の推進について、以下の要望をします。	
①G I G Aスクール構想の推進にともない、各学校では情報（ICT）担当の負担がきわめて大きくなっています。民間業者または専門的知識を備えた外部人材を雇用し、定期的に各学校を巡回して助言、指導、相談にのることや、教員に代わって作業を	県教委事務局にICT教育推進室を設置するとともに、県内各地にICT担当教頭・指導主事を計8名配置し、各県立学校を定期的に訪問することで、学校のICT活用をサポートする体制を整えました。学校訪問の際に学校からいただいた質問事項については、Q&A集として取りまとめ、各県立学校へ周知しました。 各種ヘルプサポートデスクについては、問合せ先や質問事例等をまとめた資料を作成し、学校へ周知することで、教員が問合せをしやすくなるように配慮しました。また、ヘルプデスクの人員が学校を訪問してICTトラブルの相談に乗ることができるよう、ヘルプデスクの機能拡充について検討を行ってまいります。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	おこなうなどの体制を作ること。	なお、県立学校のICTに関する校内担当については、ICT推進担当、情報管理担当、校務支援システム担当に整理することで、校内で特定の担当者に業務が集中しないよう、改めています。
	②ICT機器を活用する教員が増えていますが、使用方法や設定、ふさわしいソフトについての相談に対応する人材は不足しています。ICT活用による授業改善について相談できる窓口を県教委内に創設するか、または外部の民間に窓口を依頼すること。	県教委事務局にICT教育推進室を設置するとともに、県内各地にICT担当教頭・指導主事を計8名配置し、各県立学校を定期的に訪問することで、学校のICT活用をサポートする体制を整えました。 また、岐阜県総合教育センターにおいては1人1台タブレット端末活用のための研修を拡充し、ICTを活用する上でこれまで以上に教員に求められるスキルを身に付ける研修を各種用意していますので、授業改善のために活用していただくことができます。
	③配布されたタブレットその他のICT機器のソフトやハードは、将来必ず更新が必要となり、その財源が大きな課題となります。国に対して、更新費用を予算化するよう要望をおこなうこと。	ご指摘のとおり、ICT機器のソフトやハードの更新には財源の確保が必要であると認識しております。このことについては、社会の動向や他県の対応も踏まえながら、必要な経費については国に対して予算措置を要望してまいります。
(3)	中学校・高等学校においても「35人学級」とするように、国に要望すること。	高等学校における「35人学級」については、国の動向も注視しながら、検討してまいります。
(4)	高等学校の生徒募集及び再編について、以下の要望をします。	
	①高等学校の再編の計画や見通しを教えてください。	県内の高校入学者数は、令和10年度までは大きく変化しない見込みであるため、当面の間は、各高校の活性化の取組を継続することとし、現時点では学校の小規模化への対応としての再編統合は考えておりません。 しかし、令和11年度以降には、急激な生徒数の減少が見込まれるため、次期県教育ビジョン（計画期間：R6～R10）の策定に向けては、活性化策の成果を十分に見極めながら、県立高校のあり方について方向性を定めたいと考えています。
	②高等学校の生徒募集を1クラスの設定を40人以下でおこなう例が増えていきます。そのような場合は、教員配置を生徒数でなく学級数でおこなうこと。	「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に則り、生徒の収容定員に基づき、教職員定数の算定をしております。
(5)	県下各地にある教員住宅について、最小限の戸数を存続させるとともに、老朽化や破損程度が激しいもの、内部の環境が不適切なものについては、改修をおこなうこと。	教員住宅を含む職員宿舎については、年々入居者数が減少することに伴い、貸付料収入も減少していることから、限られた財源の中でより一層効率的・効果的な宿舎の維持管理を行うため、「職員宿舎のあり方に関する方針」を令和3年3月に策定したところです。 同方針では、現在の入居戸数を現時点で最低限必要な戸数とし、郡上、恵那、飛騨及び下呂の4地区については、地域の特性から職員宿舎の必要性が高いため、優先的に維持管理を行う一方で、その他の地区については、職員のニーズや民間賃貸住宅の

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和3年11月17日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
	<p>供給状況に鑑みて、既存宿舍の積極的な整理統合により集約化を図ることとしております。</p> <p>これを踏まえ、最低限必要な戸数を確保しつつ、築年数がおおむね45年未満の宿舍については、維持保全（大規模修繕）を行うことで長寿命化を図るとともに、維持管理（一般修繕）や住環境改善のためのリフォームを実施してまいります。</p>
(6) 行政職給与表が適用されている教職員の時間外勤務に対して、時間外の時間数通りの時間外勤務手当や休日勤務手当を支給すること。	<p>時間外勤務手当や休日勤務手当等の支給については、行政職給料表が適用されている教職員のみならず、事務職員も含めた全ての職員に適正に支給する必要があると認識しており、教育総務課においては、毎月のPCログ情報を確認し、時間外勤務時間とある程度乖離が見られる場合は、該当所属に乖離した理由などを確認し、必要に応じて追給する等指導を行っているところであります。</p> <p>また、各所属においても、人事給与システムによりPCログ情報が配信されており、管理職には、時間外勤務の命令時間と乖離していないか確認するよう指導しているところであります。</p>
(7) 会計年度任用職員の報酬が年度末に不足して授業や公務が担えなくなることにならないよう、補正予算を請求すること。	<p>財政状況が厳しい中ですが、各校の要望する時間数にできうる限り応えられるよう、担当授業時数に準備・処理の時間を加えて年間総勤務時間数を決定し、配当しています。引き続き、年間を通じて計画的に執行できるよう各校に指導してまいります。</p>